

別表第3 (構造基準)

	施設の規模等	構 造 基 準
1	<p>廃棄物焼却炉 (2(1)①及び②に規定する施設をいう。別表第4の1の項について同じ)</p>	<p>(1) 完全燃焼の確保</p> <p>① 廃棄物の投入設備 投入設備は、次の要件を備えたものとする。こと。</p> <p>ア. 焼却能力2t/h以上の焼却炉(ガス化燃焼方式の焼却炉を除く。)にあっては、外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的に廃棄物を燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること。</p> <p>イ. 焼却能力2t/h未満の焼却炉及びガス化燃焼方式にあっては、廃棄物の投入時に投入口からばいじん等が排出しない構造(二重扉等)とすること。</p> <p>② 燃焼室 燃焼室は、次の要件を備えたものとする。こと。</p> <p>ア. 内容積及び構造は、廃棄物の量、形状等に見合った適切なものであること。</p> <p>イ. 外気と遮断することができる材料で全面を囲われたものであること。</p> <p>ウ. 燃焼に必要な量の空気を安定して供給できる設備(供給空気量を調整する機能を有するものに限る。)が設けられていること。</p> <p>エ. 燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)と空気を十分混合させることができる構造を有すること。</p> <p>オ. 燃焼ガスの温度を速やかに800℃以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。</p> <p>カ. 燃焼ガスが、800℃以上の温度を保ちつつ、2秒以上滞留できるものであること。</p> <p>(2) 排ガス処理設備</p> <p>① 煙突から排出されるガス(以下「排ガス」という。)による生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備(ばいじん等を除去する高度の機能を有するものに限る。)が設けられていること。なお、湿式排ガス処理設備においても、その洗浄水等により周辺環境への影響が生じない構造とすること。</p> <p>② 燃焼ガスが確実に処理装置に導入される構造を有すること。</p> <p>③ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を概ね200℃以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかに概ね200℃以下に冷却す</p>

		<p>ることができる場合にあつては、この限りではない。</p> <p>(3) 煙突等</p> <p>① 排ガス測定が容易にできるよう、排ガス測定口は、適切な位置に設けられていること。</p> <p>② 煙突は、排ガスによる周辺への影響を考慮した位置及び高さとする。</p> <p>(4) 燃焼状態の管理設備</p> <p>① 次の箇所に燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。なお、温度計の設置位置は、火炎と直接接触しない等適切な位置とすること。</p> <p>ア. 燃焼室内</p> <p>イ. 集じん器入口（集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかに概ね 200℃以下に冷却することができる場合にあつては、集じん器内）</p> <p>② 排ガス中の一酸化炭素及び酸素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(5) ばいじん及び焼却灰の灰出し・貯留設備</p> <p>集じん器で集められたばいじん及び焼却灰を排出し、貯留する設備は、次の要件を備えたものとする。</p> <p>① ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、廃掃法施行令第4条の2第2号ロの規定により、環境大臣の定める方法で併せて処理する場合を除く。</p> <p>② ばいじん及び焼却灰が飛散・流出しない設備（例：屋根、囲い、不透水性床、集水枘等）が設けられていること。</p>
2	<p>廃棄物焼却炉 (2(1)③及び④に規定する施設をいう。別表第4の2の項について同じ)</p>	<p>(1) 完全燃焼の確保</p> <p>① 廃棄物の投入設備</p> <p>廃棄物の投入時に投入口からばいじん等が排出しない構造（二重扉等）とすること。</p> <p>② 燃焼室</p> <p>燃焼室は、次の要件を備えたものとする。</p> <p>ア. 内容積及び構造は、廃棄物の量、形状等に見合った適切なものであること。</p> <p>イ. 外気と遮断することができる材料で全面を囲われたものであること。</p> <p>ウ. 燃焼に必要な量の空気を安定して供給できる設備（供給空気を調整する機能を有するものに限る。）が設けられていること。</p> <p>エ. 燃焼ガスと空気を十分混合させることができる構造を有す</p>

ること。

オ. 燃焼ガスの温度を速やかに 800℃以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。

カ. 燃焼ガスが、800℃以上の温度を保ちつつ、2秒以上滞留できるものであること。

(2) 排ガス処理設備

① 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじん等を除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること。なお、湿式排ガス処理設備においても、その洗浄水等により周辺環境への影響が生じない構造とすること。

② 燃焼ガスが確実に処理装置に導入される構造を有すること。

③ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を概ね 200℃以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかに概ね 200℃以下に冷却することができる場合にあつては、この限りではない。

(3) 煙突等

① 排ガス測定が容易にできるよう、排ガス測定口は、適切な位置に設けられていること。

② 煙突は、排ガスによる周辺への影響を考慮した位置及び高さとする。

(4) 燃焼状態の管理設備

① 次の箇所に燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。なお、温度計の設置位置は、火炎と直接接触しない等適切な位置とすること。

ア. 燃焼室内

イ. 集じん器入口（集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかに概ね 200℃以下に冷却することができる場合にあつては、集じん器内）

② 排ガス中の一酸化炭素及び酸素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(5) ばいじん及び焼却灰の灰出し・貯留設備

集じん器で集められたばいじん及び焼却灰を排出し、貯留する設備は、次の要件を備えたものとする。

① ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、廃掃法施行令第4条の2第2号ロの規定により、環境大臣の定める方法で併せて処理する場合を除く。

② ばいじん及び焼却灰が飛散・流出しない設備（例：屋根、囲い、不透水性床、集水枘等）が設けられていること。

3	<p>製鋼用電気炉 (2(2))に規定する施設をいう。別表第4の3の項について同じ)</p>	<p>(1) 排ガス処理設備</p> <p>① 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじん等を除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること。なお、湿式排ガス処理設備においても、その洗浄水等により周辺環境への影響が生じない構造とすること。</p> <p>② 排ガスが確実に処理装置に導入される構造を有すること。</p> <p>③ 集じん器に流入する排ガスの温度を概ね 200℃以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で排ガスの温度を速やかに概ね 200℃以下に冷却することができる場合にあつては、この限りではない。</p> <p>(2) 煙突等</p> <p>① 排ガス測定が容易にできるよう、排ガス測定口は、適切な位置に設けられていること。</p> <p>② 煙突は、排ガスによる周辺への影響を考慮した位置及び高さとする。</p> <p>(3) 排ガスの管理設備</p> <p>集じん器入口（集じん器内で排ガスの温度を速やかに概ね 200℃以下に冷却することができる場合にあつては、集じん器内）に排ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p>
---	--	--